

テーマ1 花巻空港騒音について

担当課:生活環境課、観光課、教育企画課

発言①

花巻空港を使用した離着陸の訓練飛行が頻繁に実施され、地域住民から騒音の苦情が振興センターに寄せられる。

花巻空港事務所に問い合わせしたところ、防衛大学校の学生の訓練とのことで、空港事務所から改善要請など出来ないようなニュアンスのコメントであった。

さらに、ヘリコプターによる訓練も同様に、ホバリングしながらの訓練は振興センター内でさえ会話に支障がでるほどの騒音であり、宮野目小学校の授業にも影響が出ているのではないかと危惧する。

花巻市環境基本計画にも騒音について記載があるが、騒音の現状と取り組みを伺う。

昨年秋に岩手県庁港湾空港課より1通のFAXがコミュニティ会議宛てに届き、花巻空港騒音対策協議会の存在を知った。

お粗末なことに協議会委員の名簿が10年以上も更新されておらず、地域住民代表であるコミュニティ会議の会長職と副会長職の現職氏名の報告依頼であった。つまり、10年以上も騒音対策協議会が開催されていないという事実である。定期的に行われてさえいれば、前述のような住民からの苦情処理は都度対応ができていたはずなのに残念である。

騒音対策協議会については、市も行政機関として関係していると思うが、花巻空港に関する騒音や協議会の開催についてどのように考えているのか伺う。

市側の回答 市民生活部長

○騒音について

一般航空機の騒音については、市としても深刻な状況を認知した場合や頻繁に苦情等を寄せられた場合は、まずは県空港事務所へ情報提供を行い、必要な対応の実施を依頼していく。

花巻空港の一般航空機の騒音を所管している岩手県に騒音調査の結果を確認したところ、騒音測定は1年間を4期に分けて6地点をのべ12回、1回あたり9日間継続して調査しており、環境基本法に定められている環境基準を下回っているということである。なお、騒音測定の結果については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施していない令和2年度を除き、平成23年度から令和7年度までにおいて、環境基準を継続して下回っている状況と伺っている。

市側の回答 教育部長

○宮野目小学校について

宮野目小学校では、校舎北側を中心にペアガラスを設置しているほか、普通教室の全てにエアコンを導入している。

学校へ状況を確認したところ教室内での授業への影響は特段ないということを確認している。

市側の回答 商工観光部長

○花巻空港騒音対策協議会について

花巻空港騒音対策協議会は、花巻空港拡張整備後の空港周辺における航空機に係る騒音等について調査研究をし、その対策に資するため、昭和56年3月に設置されたもので、現在は岩手県県土整備部港湾空港課が所管している。

この協議会の委員は、学識経験者、地域住民を代表する者及び関係行政機関の職員で構成され、任期は2年となっており、設置以来、騒音調査の実施やその調査結果に基づく協議などが行われていた。

直近では、平成26年2月に「第25回花巻空港騒音対策協議会」が開催され、花巻空港の平行誘導路が平成23年7月に供用開始となったこと、また、平成25年4月から騒音に係る環境基準の見

R8.7.8 宮野目地区市政懇談会

直しに伴い、空港周辺における航空機の騒音調査を平成 24 年 7 月から実施し、その調査結果について報告・協議されている。その中で、騒音エリアが平成 9 年に岩手県で設定した「民家防音工事実施指定区域」の中に収まっていることから、新たな騒音対策は実施しない方針としたため、これ以降活動実績はない。

本市では、当時の政策推進部長及び教育部長が関係行政機関からの委員として構成員となっていたが、任期が平成 26 年 5 月 17 日までとされ、その後新たな委嘱を受けていないことから、現在は委員となっておらず、また、その他の委員についても同様であり、現在、当該協議会の委員は不在となっている。

岩手県から伺ったところでは、花巻空港騒音対策協議会を開催する事象としては、更に滑走路を延長することなどのハード面での大きな変化や、定期便の現在の便数が倍になるなどの就航便数の増加などがあった場合に、それに伴う定期便の騒音の調査研究を図る際に開催していることから、今回のような普段からの訓練に伴う騒音に対応するものではないとのことである。民間航空を支えるパイロットの養成を目的として設立された航空大学校の訓練機や訓練と思われるヘリコプターにかかる騒音苦情については、花巻空港事務所への情報提供等があり次第、空港事務所側から各訓練事業者へ飛行ルートの見直しや配慮等の要請を行うほか、花巻空港事務所と航空大学校の 2 者で 1 年～2 年に 1 回の頻度で意見交換会を開催しており、空港事務所側からも航空大学校に対し過去にも訓練回数の見直しや近隣への配慮について話はしていると伺っている。

なお、名簿の照会については、岩手県港湾空港課が所管する各種協議会の見直しに伴い、長い間活動実績がなくても委員名簿の更新は必要と考えたことから、地域住民を代表する者として委員となっていたコミュニティ会議の会長あてに問い合わせを行ったとのことで、ハード面の劇的な変化や定期便が倍になるなどの状況変化がない限り、当該協議会を開催する予定はないと岩手県から伺っている。

発言②

一般航空機については慣れているためか、気にしていない。今回テーマにしたのは訓練機の騒音であり、地域住民は悩んでいる。

航空大学校の仙台校が花巻空港で双発機の訓練をしているのではないかとと思っている。訓練場所は花巻空港ではなく他の場所でやってほしいと思う。

市側の回答 商工観光部長

花巻空港騒音対策協議会では、騒音は定期便のみを想定しているとのことであったが、訓練機の騒音についても県に伝えたい。

市側の回答 市長

騒音がひどく我慢し難い状況にあることを重々承知した。

県に対して状況をお伝えするなど改善が図られるよう努めていきたい。

発言③

飛行機が好きで盛岡市から移住してきた。

管制塔から 200m の地点で、一般航空機の騒音を計測したら 70dB とかなりうるさいと感じられる数値であった。一方で訓練機を計測したところ 68dB と定期便よりも低い数値であった。

双発機は花巻上空を長時間滞在していることから双発機のほうがうるさいと感じられると思われる。

先ほど、環境基準を達しているとの説明があったが、計測方法が 24 時間平均とする評価指数 (Lden) であると思う。花巻空港は 8 時開始 19 時 30 分終了であるため、閉鎖中は 0 騒音となっているため、環境基準を達しているのは当たり前である。

独自の測定方法として開港時間で平均して数値を出してみてもよいと思う。

「発言内容」「回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

R8.7.8 宮野目地区市政懇談会

市側の回答 市民生活部長

航空機の騒音の評価指数は Lden である。

Lden での計測時は 57dB が環境基準となっており、令和 6 年度での実績値で一番高い調査地点でも 49dB となっている。

調査地点がいくつかあり、他での調査地点でも 1 日あたりに平均した数値であり、瞬間的にはうるさいと感じると思う。

テーマ2 市政懇談会の資料について

担当課:地域づくり課

発言

今日の内容について地区に資料を配布していただけると、住民の方もわかりやすいと思う。

市側の回答 地域振興部長

他の地区でも配布は行っていなかったため、資料配布について検討する。

市側の回答 市長

例えば地区の会報等で本日の回答について掲載する場合は、助言できる。

【地域づくり課確認】

顛末については各地区振興センターに閲覧できるよう配布している。また、市ホームページにも掲載することとしている。

テーマ3 花巻空港を特定利用空港とすることについて 担当課:防災危機管理課

発言①

花巻市議会の昨年9月、12月及び本年3月の定例会において各議員から一般質問が提出され市側から答弁がされているが、そもそも特定利用空港とは何なのか、何故立て続けに議会で論議されているのか、その経緯と内容、併せて市としての考えについて説明をお願いします。

市側の回答 地域振興部長

特定利用空港への指定については、花巻空港の現状を踏まえると市民に対するメリットが見いだせないことから、賛成できないと考えている。

特定利用空港は、国が総合的な防衛体制の強化を目的として、自衛隊が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国と空港管理者（花巻空港の場合は、岩手県）との間でその円滑な利用に関する枠組みを設ける制度である。

特定利用空港に指定された空港については、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は自衛隊の航空機の飛行の安全を確保する上で緊急性が高い場合であって、その空港を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、国と空港管理者が緊密に連携しながら、自衛隊が柔軟かつ迅速に空港を利用できるよう努めることとされている。また、自衛隊の航空機が円滑に利用できるよう、滑走路の延長や駐機場の整備などの必要なインフラ整備の促進を図るとともに、平時から円滑な自衛隊の人員や物資の輸送ができるように特定利用空港と自衛隊の駐屯地等とのアクセス道路の整備を図ると国では説明している。

なお、仮に花巻空港が特定利用空港に指定されたとしても自衛隊の訓練回数が大幅に増えたり、頻繁に空港を使用するものではないとの説明が国からあったと県から伺っている。

国の内閣官房が本年4月8日付けで公表した資料によると、全国で24の空港が特定利用空港に指定されており、このうち、東北は、仙台空港と青森空港の2か所が指定されている。

市議会では、2名の市議から昨年9月、12月、本年3月の3回、特定利用空港に関する一般質問があったが、主に「国が花巻空港を特定利用空港に指定しようとする理由」、「市民への説明や意見聴取の必要性」、「国が花巻空港を特定利用空港に指定しようとする市への考え」の3点を質すものであった。

1つ目の国が花巻空港を特定利用空港に指定しようとする理由については、昨年の5月30日に国から県に対し、花巻空港を特定利用空港に指定したいとの意向が示され、その理由として、現下の厳しい安全保障環境への対応を実効的に行う観点から、陸上自衛隊岩手駐屯地が近傍に所在する点や花巻空港の整備状況等を踏まえて、今回、花巻空港を選定したとの説明が国からあったと県から伺っている。

2つ目の市民への説明や意見聴取の必要性については、国が花巻空港を特定利用空港に指定することに対し、県が同意しないのであれば、説明会等の開催は不要と考えるものの、県が同意又は同意を検討する場合は、市民の意見を聴取することが重要であることから、説明会等の開催が必要との考えを県へ伝えている。

3つ目の国が花巻空港を特定利用空港に指定しようとする市への考えについては、花巻空港は、県の内陸部に位置することから、仮に花巻空港が特定利用空港に指定され、自衛隊の訓練が行われることとなった場合、自衛隊機の訓練による危険性や騒音の影響が生じるおそれがあると考えられるほか、特定利用空港に指定された空港については、民生利用を主としつつ、自衛隊の航空機の利用や人員、物資の輸送を円滑に行うことができるよう、空港や周辺のインフラ整備の促進を図ると国では説明しているが、花巻空港は、すでに2,500メートルの滑走路や誘導路が整備されているほか、花巻空港から陸上自衛隊岩手駐屯地へ至る道路についても高速道路や国道が整備されている状況である。

R8.7.8 宮野目地区市政懇談会

以上から、市としては、国が国の防衛のために特定利用空港を指定しようとする制度自体に反対するものではないが、花巻空港を特定利用空港に指定しようとするについては、花巻空港の現状を踏まえると市民に対するメリットが見いだせないことから、賛成できないと考えている。

なお、市では、花巻空港の管理者である県（県土整備部港湾空港課）と随時情報交換を実施している。直近では、6月18日に県の港湾空港課へ進展がないことを確認しているが、今後も本件について注視していく。

発言②

地区の皆様は、特定利用空港について認識していただきたいと考え懇談テーマとした。

特定利用空港は、防衛体制の強化を目的としている。これが防災体制の目的であれば、反対する人はいないと思う。

花巻空港開港時の宮野目住民の痛ましい歴史もあり、デリケートな問題である。そのような住民の感情も認識していただきたい。

県が同意を検討する場合は市民への説明とあるが、その際は宮野目地域の住民を集めて説明していただければと思う。幸い県知事は真正面から反対の意思表示を国に対してしているため、実現への道のりは遠いと感じ安心している。

市側の回答 市長

デリケートな問題であることは市としても承知している。

市政の方針として「安心・安全な暮らし」を掲げており、空港問題などについても大切な課題の一つとして取り組んでいきたい。